

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務の委託等について
----	-----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部健康推進課健診係）

## 事業の概要

事業名	特定保健指導及び非肥満保健指導
担当課	健康推進課
目的	生活習慣病の発症や重症化を予防する。
対象者	特定健康診査を受診し、要保健指導と判定された者
事業内容	<p><b>【現行】</b>            現在、特定健康診査の結果からメタボリックシンドロームに該当し、又はそのリスクが高い受診者を対象に、平成 20 年度より、保健センター及び委託医療機関において、生活習慣の改善及び生活習慣病の予防のための特定保健指導を実施している（※）。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">※ 当該実施に係る委託医療機関への委託については、平成 19 年度第 7 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会に「特定健康診査・特定保健指導の委託及び検体検査・電子データに関わる再委託について」として報告し、了承を受けている。</p> <p>その中で、特定健康診査及び特定保健指導の実施の結果、「非肥満」でも血液検査結果が正常値範囲を超えた者について、生活習慣病発症のリスク内容に応じた保健指導の必要性が全国的に認知され、新宿区においても、「非肥満」でも保健指導を必要とする者が多数存在している状況にある。</p> <p><b>【今後の方針】</b>            そのため、新宿区において、特定保健指導に該当しない特定健康診査の受診者に対しても、新たに保健指導を行うこととする。</p> <p>なお、特定保健指導を実施できる委託医療機関が減少しており、保健センターでの特定保健指導も平成 25 年度より廃止される予定であるため、区民への利便性の確保及び保健指導プログラム内容の充実（より技術力の高い保健指導実施者の確保、土日及び夜間の実施）を図り、委託医療機関による特定保健指導を継続しつつ、「特定保健指導」及び「非肥満保健指導」を民間業者への委託により行うこととする。</p> <p>また、①利用勧奨を行う者がより具体的にプログラム内容を案内できること、②利用勧奨の際にそのまま予約状況が確認でき、予約も取れること、③利用勧奨者が面接の担当者にもなること—これらの体制を構築することにより、利用勧奨が、利用者にとってよりわかりやすいものとなる。そのため、上記委託先に利用勧奨業務も行わせることとする。</p> <p><b>【受託事業者による「保健指導」の流れ】</b></p> <pre>           graph TD             A[区より受託事業者へ利用券を発行した 特定保健指導対象者情報を提供] --&gt; B[受託事業者より対象者に勧奨実施]             B --&gt; C[受託事業者で予約受付・日程調整]             C --&gt; D[受託事業者の施設又は区施設で 保健指導プログラムを実施]             D --&gt; E[実施結果を電子的様式で区に報告]           </pre>

## 件名 特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務の委託について

保有課(担当課)	健康推進課
登録業務の名称	特定保健指導・非肥満保健指導
委託先	現時点では未定 (企画提案方式により選定した業者に委託する予定である。)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【要保健指導と判断する者に係る情報項目】 氏名(カナ・漢字)、生年月日、性別、住所、電話番号、保険証記号番号、特定健康診査の受診結果(問診結果、身体測定結果、検査結果、医師判定、健康診査実施機関の番号及び名称、受診年月日)、受診券番号、特定健康診査受診券整理番号、特定保健指導及び非肥満保健指導利用券整理番号、特定保健指導利用券及び非肥満保健指導利用券の有効期限、過去の特定健康診査・特定保健指導・非肥満保健指導の利用状況(利用歴及び結果)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体及び紙
委託理由	国は、保健指導に係る良質なサービスを低廉に確保するため、民間の保健指導実施業者への委託を推奨している。新宿区においても、要保健指導と判断する者の増加、受託先医療機関の減少により、保健指導を十分に実施できる体制を確保し、区民の利便性の拡大(平日夜間・休日)やプログラムの充実を図る必要がある。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定健康診査を受診し、保健指導を必要と区が判断した対象者に対し、保健指導の実施及び保健指導への利用勧奨を行う。</li> <li>2 保健指導の実施方法は、面接相談、電話相談、手紙、上記委託先所管のインターネットサイトを利用した相談(個人ID及びパスワードを、保健指導を受ける者(希望者)に発行し、当該希望者が自ら住所、氏名、性別、生年月日、メールアドレス、身長、体重、食事・運動内容を記録することにより行うもの)により行う。</li> <li>3 利用勧奨の実施方法は、対象者に対して「利用案内」及び「健康診査の受診結果」の印字、送付及び電話勧奨により行う。</li> <li>4 保健指導及び利用勧奨の実施の結果については、電磁的に作成し、当該作成したものにより区へ報告する。</li> </ol>
委託の開始時期及び期限	平成25年4月1日から(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。</li> <li>2 委託にあたり区が上記委託先に提供した情報は、契約期間終了後、廃棄の上、当該廃棄証明書を提出させる。</li> <li>3 定期的な立ち入り調査を実施し、当該業務に係る取扱い状況を確認する。</li> </ol>
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。</li> <li>2 提供された情報は、施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。</li> <li>3 区が提供し、取得した情報の運搬には簡易書留などを利用、鍵付ケースに入れ複数で運搬するなどの措置を講じさせる。</li> </ol> <p>※ 上記1及び2については、「仕様書」に明記する。</p>

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

## (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

## (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

## (適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、甲が特別に認める場合には、この限りではない。

## (資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指

示したときは、その指示によるものとする。

**(業務に関する報告)**

- 11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

**(監査)**

- 12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

**(従業員に対する教育)**

- 13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

**(事故発生時等における報告)**

- 14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

**(公表)**

- 15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

**(損害の賠償)**

- 16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 件名 特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務に係る電子データ化業務の再委託について

保有課(担当課)	健康推進課
登録業務の名称	特定保健指導及び非肥満保健指導
委託先(再委託先)	現時点では未定 (特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨の委託に係る受託業者が契約するデータ入力機関)
委託(再委託)に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【要保健指導と判断する者に係る情報項目】 氏名(カナ・漢字)、生年月日、性別、連絡先(住所、電話番号)、保険証記号番号、特定健康診査の受診結果(問診結果、身体測定結果、検査結果、医師判定、健康診査実施機関の番号及び名称、受診年月日)、受診券番号、特定健康診査受診券整理番号、特定保健指導及び非肥満保健指導利用券整理番号、特定保健指導利用券及び非肥満保健指導利用券の有効期限、過去の特定健康診査・特定保健指導・非肥満保健指導の利用状況(利用歴及び結果)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体及び紙
委託(再委託)理由	前記「保健指導及び利用勧奨業務」に係る委託内容のとおり、受託事業者は、保健指導及び利用勧奨の実施の結果を電磁的に作成し、区へ報告することになる。ただし、当該報告に係る業務のうち、データ化業務には、専門的、技術的ノウハウが必要である場合がある。このため、当該データ化業務について再委託することとする。
委託(再委託)の内容	利用勧奨業務における実施結果、特定保健指導及び非肥満保健指導の実施結果(初回面接実施時、継続支援実施時、最終評価実施時)を区が指定する様式に基づき電子データとして作成し、提出する。
委託(再委託)の開始時期及び期限	平成25年4月1日から(以降継続)
委託(再委託)にあたり区が行う情報保護対策	1 上記受託業者との契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 必要に応じて区職員が立ち入り調査を実施し、取扱い状況を確認する。
再委託の受託事業者に行わせる情報保護対策	受託事業者は、「プライバシーマーク」を取得し、個人情報保護マネジメント体制を確立した上で業務を遂行する。

